改正
新版

門家百狀揃

平かな附

全

御家古状揃

今川了俊八清和源氏
八幡太郎義家より
五代足利左馬頭
義氏の三男吉良
左馬頭頼氏代の孫
今川伊豫守
貞世の子にして
了俊と号し三河
守に任ず
補佐を以て武の達人賢哲の
若子と世和同心長子中務
少輔仲秋と号し文の傳授也

神代六歌仙

素盞嗚尊

極深き上天聞ゆる出雲国に住まいし大国主命の
河上に上り給ひ高天原の
谷合より八波の
大地その中に居を
定め給ふ八雲
の雲気立り来る
雲を
八重垣の篇に
ひとり
老翁老婆の
中より女子を
ひとり
容
顔美しく
向ひ
給ふ人

古代

今川了俊對恩思
仲秋制詞条々

一 不知文道武道法

一 商賣利本

一 好鶏者道達之益

一 楽殺生本

一小遇之事不準況明
金沙死罪事

一大科之事無賞罰之
沙法被宥免事

一貪民今後御神祭
祭礼事

一光祖父山林寺塔ハ
相懐私宅事

一親父重病之節根
忠孝事

一軽輩物重私用不実
通御事

一不雑所や悪不正
貴穿事

一秋如所や御恥みる
回形事

一金過礼他人之
慈楽用事

一不知身分限数多式不
足之事

一他人之陰形悪事
権威事

一賢愚人役非
分法事

まく稲田姫后宮大
宮同し宮を作り玉
ふ新室を営み給ふ時
ゆゑに八くもの宮居
しあひたり今の
大社是なりかくて
尊神詠ぜらるの哥
よみ給ぬ
八雲立出雲
八重垣妻籠に
八重垣作る
その八重垣を

稲田姫

日をくればさく
さめれば早
とらよ心の
わがはよえすね

一 非道而不可羨富正路而不耻衰事

一 長酒宴遊興勝負忘家職事

一 迷己利便就勢權嘲他人事

その頃みよろづの神の
名を出雲ときめつけ
て素盞烏尊を後
み大やしろ弁築
明神 稲田姫は八重
垣大明神大蛇の穀
のおそれてまつる所を
八本杉とて大蛇の皮
の霊を出つる處を
三刀屋尾崎といふ
蛇の枕のよる所を
草枕といふ八槽を
おきひろしは天割
乃神の隅ありその
東の岸に蛇の窟
なる東の岸の上の
山腹より頭をいて

一 人来則構虚病不能對面事

一 好獨楽不能施人令隱居事

一 出家沙門尊敬崇可正禮儀事

一於分国諸所令煩
徒還人事
一武具衆已過分限
下見者事
一貴賤不分国果道理
但安楽事

在條々
一武家御方馬武
道不分国之物
儀事国家間事高而
不敬公事人事
歌舞道物狂
隨意不分国

日本武尊は景行天皇の皇子容貌美女のごとし身の長一丈大力ならびなし時に蝦夷の叛逆を命じてむけしむ天皇日本武尊にこの征伐を命じたまふ御年十六髪をゆうて美女とやつしてすゝみしより熊襲梟帥のむすめをさうけ[illegible]その瓶紫のうち[illegible]大刀をもて[illegible]今尊を[illegible]名の仮名を日本

国史曰[illegible]

[illegible]

武とナめへにて死ぬこゝよりて後天皇四十年に東夷そむく此これに日本武尊を大将軍とし吉備武彦大伴日連をさそへ東夷へ向はしむ尊まづ伊勢大神宮を拝し駿河の野に賊が火をはなちて[illegible]

乃至[illegible]

永享元年九月十吉日

[illegible]

紙とぬのくさくさひ
すくは思ちたふ風ふきも
ゆくくその大赤夷の
方へ襲ひ来へ平げ
ゐ山風くさ毛ようう
草羅の紙とい変
より者相撲の力人
入上絶へ五人ゑ船
石ゐる山夷風船りて
内紅白ゆ〳〵者の
妻子捷嬢子と
かりくくの海底
へくみゐ人夷風く
ぶちと止まて毛ゑ
く上後ゑ毛ゆふ
より陸奥ようう
姫妻生平らげ

戦場に天狗軍襲来伏ル
義経類を乱撃新筆ル
打物奏力長弓遠矢ゑ海
掌摩武士人奏天狗城
郭亡人類来打ル天狗
奏天狗類初ル鬼一刀三匹

陸ふ加ゑ甲斐武
義上野の雉水坂ゑ
吾嬬那と宮ゑ
より東ゑと吾妻
くみづけ
る尾張ゑ
連ゑむすめ宮義姫
とゆとりて
まる事久〳〵
人うの熱田の社の和
ゑ〳〵人ゑ
鳥渡利珥多陀珥
露伽幣流比苦菟
菟阿波例比等
荒麻菟比苦珥阿
利勢磨岐農岐勢

類稀来捷者ち第ゑ者
付自来稀来捷
義打抱ル稀類
天狗類ル
金鶏来捷

摩之嶋多々波開

摩之嶋

[illegible]

弟橘媛

日本武尊東夷征伐のとき相模より上総へわたらんとし給ふ海の中にて暴風おこり御船あやふかりし所に [illegible] 弟橘媛 [illegible]

穂積氏忍山宿禰が女子なり尊の妻なり [illegible] 風おこり浪たかくして御船をただよはす [illegible] 海神のこころなり [illegible] 弟橘媛命 [illegible] 海の中 [illegible] 波 [illegible]

[illegible]

おさまりくれん
今上総國山社吾妻
大權現まさに武義
菖田郡小村井村に
吾妻權現の社なり
さねたり
むかしをしたと
ある人の
ほれるなみさく
とし　天[illegible]

武内宿禰

日本紀に云神功皇
后既に三韓既に
復く還のよりて考
田天皇以後繁
り降位ひ
を仲哀天皇の別腹

忍熊の皇子こと也
く寧に曰く合
皇后皇子を懐て難
長彦に使ふ
幼主を帝に
[illegible]

腰越狀

源義經書上意狀

付宿土[illegible]

付義經[illegible]

[illegible]

[illegible]

武内宿祢と是を対
ちむる宿祢忍熊川
のわたりにて二軍よ
今〳〵と進み推進
俄の怪の髮の中より
蛇〳〵木刀を佩く
ちぐみ皇后の命と
俄アそれ〳〵我今
何を天下をむさぼ
んやと初まを懸さ
て君を沒すべし
我りくしめふ弦を
弱〳〵云を捨よ忍
熊を見よいざむら
さく兵をくり
江水に拉む武内

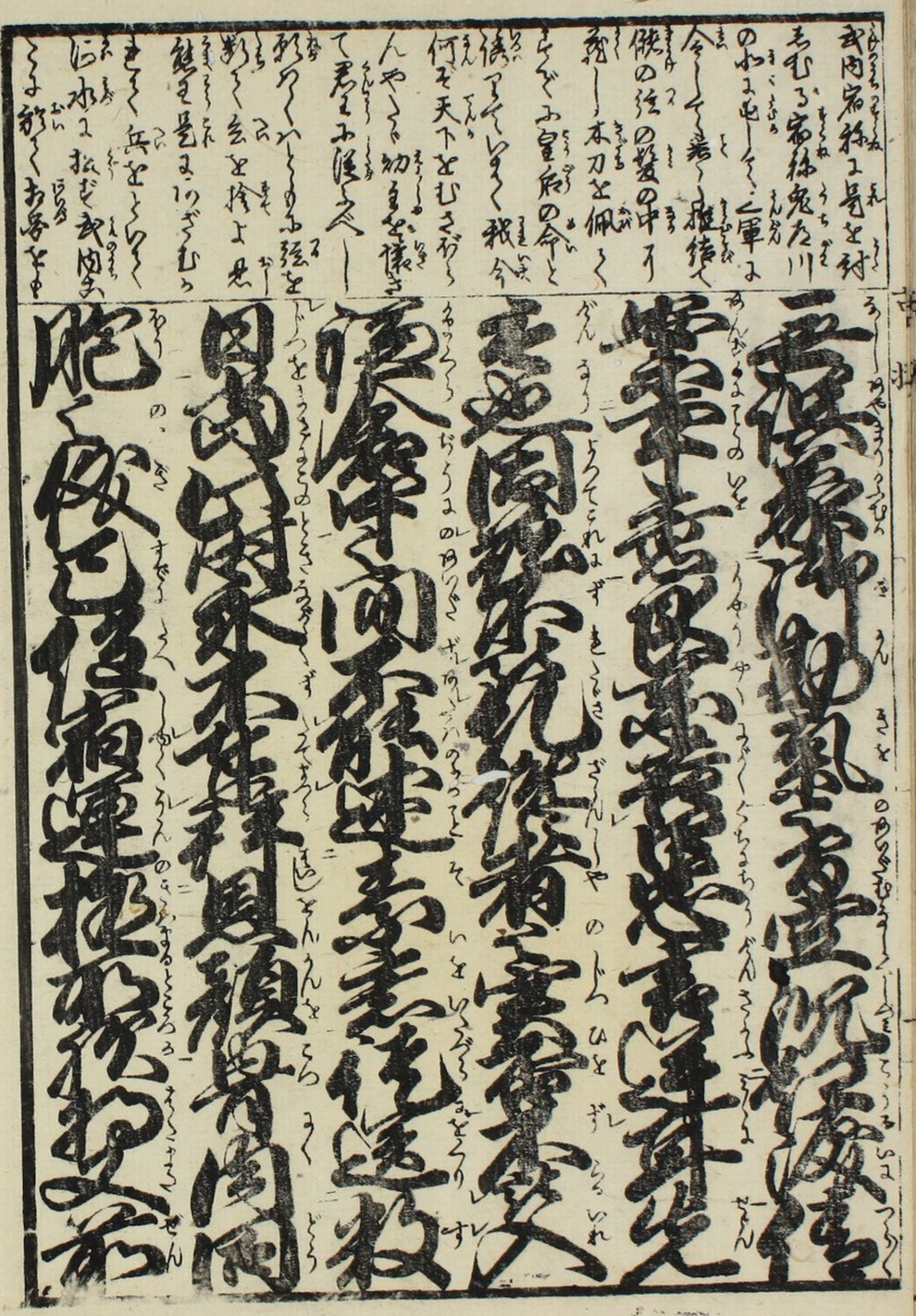

つ〳〵かゝる弦を
切て江を〳〵
云を進む忍熊を
水もく我〳〵
つゞく紅〳〵
退く武内こを追
ひ達坂〳〵この軍
を中る忍熊を
げて入べき別者
竟ふ沈水を拉
蔑〳〵武内宿祢
その屍を探れ〳〵
見えざれば歌て曰
阿布彌能彌勢田
乃和多利耳介豆
久苦利多利那加彌
須疑弐于泥耳等

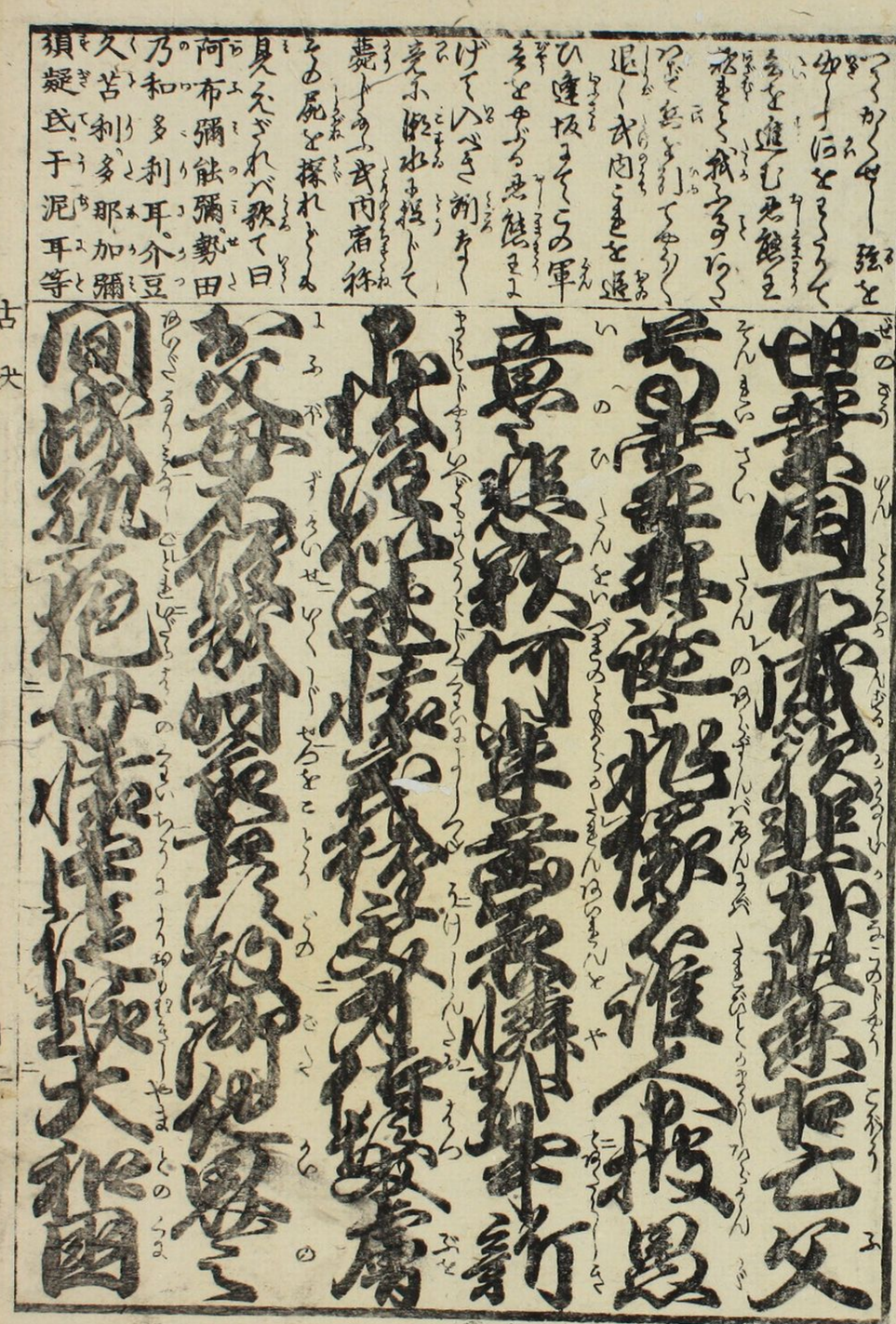

羅倍苑

この帝孫ハ孝元天皇の四世の孫武雄心命の子なり

人皇十二代景行天皇

十三代成務天皇

十四代仲哀天皇

十五代神功皇后

十六代應神天皇

十七代仁德天皇

右六代五百四十八年のあひだ政をとり給ふ

ひ仁德天皇七十八年十月三百五十二才にて薨ず

聖德太子

右元年丙辰より用明天皇二年八月六日宮の一天子矢合せ

おひく戰ひの乱をけ、この右の方に対

あるまた三子殺の軍

物部武ひい対をみい蓋

うせ七殺ふく蓋ふ

まで成ふうけや紀

けい宗武光千万

よりもかの黒駒よ

をふるふ冠者をよ

を付ふまやしむち

をおくかけやくふ

服ふ向やふくふ人

させうふ太子乃

注古六歌仙

御馬ハ甲斐の黒駒
とて世にまれなる駿足なり
されバ川をこゆる事平
地のごとくなり
守屋が馬川を越え
もとの方へさしむけ太子
二丁ばかり後のびさせ
そこの方へ行ぬる
ほど大きなる椋の木
ありけるに駒をよせ
てやすらひたまひ
屋軍勢あまたき
たりけるとみえたり
ある彼の椋の木中
ふたつにわれてさる
が太子これを法の御
たまひて其中へ入

仍得其意雖面目難代之
重職偽[illegible]後[illegible]之
開闢諸寺諸社宗[illegible]
不[illegible]鏡[illegible]國中六
捨[illegible]不[illegible]通[illegible]
通[illegible]文[illegible]

守屋が軍勢さ
んざんに忙然とし
て陰方あらくまろび此
陣を引やとて勝鼓
を打くるにけるなし
よく椋の木まで二丁
ふきよせて太子を
出し奉る太子この
木をむかひ汝非情
のものにして不思
議の事のおこりける
非時椋の大臣を申
ものなるそれより
寺家人隋よりの太
子まもりて軍勢を
ひつめ秦の川勝に
命して白膠木を

開闢神國[illegible]非禮[illegible]
然偏佛法[illegible]何
但[illegible]建[illegible]傳[illegible]
深[illegible]覧[illegible]家
何[illegible]
[illegible]

きしめのひろづから
四天王の像を刻まれ
誓ていはく此陣
あらば敵軍を切て
寶蔵天に通ト四
天王伽藍を建つ
儀よまいらす既の
一族を絡滅に除き
後に四天王寺本
尊として揺及四天
王寺を建立しまふ
是後推古天王二十
一年癸酉十二月朔日
太子片岡山を通ら
せたまふ處に
非人あり太子御覧
せさせあひくふび

供奉補佐[illegible]
[illegible]
進上同[illegible]敵
[illegible]合戦
[illegible]
[illegible]

人に御歌をよみ玉
ふ
志なてるや
片岡山の飯に
飢ての
臥せる旅人あはれ
親なし
又飢る旅人の返し
いかるがや
富の小川の絶ばこそ
我が大君の御名は
忘られめ
とよみて死しける
太子是を葬りおふ
今不審臣して太子
に問奉る太子宣ふ

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]高麗三年
[illegible]
[illegible]

は彼の達磨の変化なりとて塚を開け見れば衣服のこりて尸なし是よりして愛する達磨寺を建立給ふ

天智天皇

舒明天皇の皇子中大兄皇子と申す皇極天皇孝徳天皇斉明天皇右の後に位に即せ給ふ是すなはち天智天皇なり日本紀に云蘇我入鹿そんむく山背王と聖徳太子の御子を[illegible]しき[illegible]人を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文治元年閏四月日　義経

[illegible]中臣鎌足を神祇伯としけれども[illegible]中大兄[illegible]倉山田麻呂[illegible]佐伯子麻呂[illegible]大極殿[illegible]中大兄の皇子[illegible]入鹿が首をきる[illegible]天皇[illegible]入鹿[illegible]皇極天皇中大兄皇子[illegible]入鹿天宮をくつがへし[illegible]

進上　源右兵衛佐殿

辨慶状

抑去年[illegible]山

[illegible]

[illegible]

[illegible]

朝倉や本丸殿は
乱れては
名手をして
仲六…ぞ

嵯峨天皇
桓武天皇第二の皇子
なり平城天皇の御弟[illegible]
祝[illegible]白河[illegible]弘仁
元年右上平城天皇[illegible]
[illegible]の謀[illegible]仲成
[illegible]にまかせて[illegible]
[illegible]
らんの[illegible]を追さんと
[illegible]国の田村丸を大
[illegible]して[illegible]中を[illegible]
らしむ上皇[illegible]
[illegible]

[illegible]

で第子と同様しく
[illegible]文田
村丸を大将として文屋
の綿丸を副将として
[illegible]南村
丸身の大事[illegible]
[illegible]
[illegible]
これを[illegible]
[illegible]
[illegible]の神力[illegible]
[illegible]数多の軍
神山[illegible]
[illegible]仲
成を射られ軍[illegible]を
[illegible]して
上皇を[illegible]

[illegible]

[illegible]天下安平
住宮之國
千早振別雷山
神代より
八幡太郎義家
源家の嫡男
九年の戦

[illegible]

全勝
一万
[illegible]

転〻妻藤〻おくれを
宮則孫をもうけ〻〻
城中の天守にけ〻〻
べ真仕兄弟さん〻〻
ゝまつり〻藤ゆ〻〻
所家ひろけ大喜
ひをもく〻表れそな
ゐとうひをけり〻宮
〻真仕るのうるを
ゝ〻〻年を経〻
幸の乳母のもの愛
さに〻付くうけを
べ義家つ〻〻妻と
独て行く〻〻
く後真仕八戦場ゑ
付死〻者家仕し
せとを於へひうを

義家より仕ふにて見
若さ殿上人其りそ
見をとゞんと候
ゝれる極の枝を
〻〻に付けるも付
そく〻ひろれば宮
仕そうにつまを一首
のものを俳〻〻
上人大ゝ〻〻
〻〻〻〻〻〻
うとゝて此後年
家宮仕を俱〻て
宮治度へ来〻〻
〻〻より軍の母〻を
物語らこゝゝ大に
の医者ゝゝ

[illegible]

令拝領天下泰平之御教書者也
右頼朝卿判形之巻物秘蔵者也
文治元年四月廿七日

熊谷状

夫貫将撫今秋忝奉
合戦首尾討取誉

無比類者也所領判形
敵陣抽武勇忠節之
所領雲霞兵粮者
家人往生通盛入道
平家没落当時者
抑平家滅亡之事

[illegible]

宝まう坂戸判官則
明がかくべきうとべ
そ方へ二陣そ
くにうけまと宗任
それふ程ひけ
くく合戦まのそ
坂戸の判官一陣よ
すく敵を責ふび
けり返いく二陣へ寄
る宗任ちく出大
寄ふ程ひけとけふと
まに乗あの住人安
倍の宗任あり源氏
よまくひとの陣よ
八幡殿乗あ名を
の間を越ふ時なの

ちくをえうひく
明風城をそこの
開くよりひくの
遣をやちち
山陽う郷
安倍宗任

いそやををえよ
いひつ八天の鉄
揃ふ高ひやうを
おくる我引こげ汗
ふをてうふおきハ
をび敷ね佐波のお
司重家馬より落
くお後ぜうふ
ひやうくみく放先
をかくく後武亟法
る府ね軍ふ補ぞ

也宜[illegible]状

[illegible]

[illegible]

壽永三年二月日　丹治直実

進上　修理大夫殿

經盛返状

今月七日於攝州一谷[illegible]

死骸并遺物[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

崇德院

[illegible]

亡[illegible]位より
つぎ左位十八年四
文帝の治元年二
月の新上皇かぐら
[illegible]
[illegible]
帝の位[illegible]
新流[illegible]
[illegible]八の皇子仲仁親
王を位につけ近
[illegible]流[illegible]
年七月廿九日天皇
[illegible]
[illegible]四の皇子雅仁親
王を位につけ為
[illegible]上皇七月二日崩
[illegible]二回十一日崩御

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

院の係数[illegible]
と保元の合戦し
[illegible]流を
[illegible]判官[illegible]
[illegible]義の[illegible]
[illegible]郎[illegible]
[illegible]西より上[illegible]
[illegible]
[illegible]朝の[illegible]
[illegible]
[illegible]身の[illegible]七
[illegible]目角二つ
[illegible]の腕
[illegible]伸[illegible]
[illegible]十五[illegible]
[illegible]の先[illegible]
[illegible]腕を[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

慶長十九年
大野主馬殿
同返状
芳墨拝見仕候新年
之祝儀文
大閤秀頼公
天下之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

近世六歌仙

山名左衛督持豊
入道宗全

[illegible]

最明寺時頼

[illegible]

尼子伊豫守綱久

[illegible]

[illegible]

[illegible]